

大田区立久原小学校 いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）を踏まえ、「大田区立久原小学校 いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

I いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安心・安全な社会づくりにかかわる国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、児童の人権を守る目的のもと、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止と早期発見、早期対応等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

II いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童に対して他の児童が行う心理的または物理的な悪影響を与える行為（通信機器を通じて行われる誹謗中傷を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

III いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、いつでも起こりうるという認識をもち、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめ行為を発見した場合には、速やかに組織的な解決を図る。

1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業や学級活動等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を年間計画に位置付ける。また、代表委員会による全校での取組を促し、児童が主体的に考え、いじめは絶対許されないという意識を高めるとともに、いじめを許さない・見逃さない態度と風土を育てる。

2 いじめを受けた児童を守る

いじめを受けた児童からの訴えやいじめの現状を正しく受け止め、児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、当該児童を組織的に守ることを徹底する。

3 児童の主体的な行動を支える

周囲の児童がいじめを受けていることを勇気をもって教職員等に伝えた児童を守る姿勢を示すことで、児童の主体的な情報発信を促すための校内体制を整える。

4 チームを組んで取り組む

いじめ問題に毅然と対応するため、個々の教職員のいじめに関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員間の情報の共有化や共通認識に基づく指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 大人が団結した取組を推進する

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、いじめ問題の解決に向けて取り組む機能を高める。

保護者には、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための家庭教育に努めてもらう。また、保護者や地域住民が、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談し、いじめの防止等の取組に協力できるようにする信頼関係とシステムを構築する。

IV 校内における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定に基づき、いじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、「いじめ防止対策協議会」を設置する。
- (2) 緊急を要する事態が発生した場合には、速やかに「いじめ解決チーム」を組織し、その解決にあたる。その構成員は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等とする。その他、必要に応じ、関係機関との連携を図る。

3 学校における具体的な取組

保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止・解決等に向けた取組を行う。

(1) 未然防止

- ① 全児童に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ② 各教科等の授業規律の確立や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ③ 児童がいじめ防止について主体的に考え、「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴える取組を推進する。
- ④ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質向上に努める。
- ⑤ インターネットによるいじめ防止のための啓発活動(セーフティ教室 他)を行う。
- ⑥ 家庭訪問や教育相談、各種たより等を通じた家庭との連携体制を強化する。

(2) 早期発見

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校風土を築く。
- ② 保健室や相談室等の利用等の相談体制を整備する。
- ③ いじめに関する情報を全教職員で共有化(ケース会議 他)する。
- ④ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ① いじめを発見した場合、速やかに組織的な対応を行う。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を保障する。

- ③ いじめを受けた児童が落ち着いて学校生活を過ごせるよう条件整備をする。
- ④ 教育的配慮の下、一貫した姿勢でいじめた児童を指導する。
- ⑤ 周囲の児童が傍観者にならないように、自己の問題として捉えさせる指導や、いじめを撲滅する取組を行う。
- ⑥ 保護者に対しては、相談に応じながら、いじめを解決するための具体策を提示する。
あわせて、保護者へのメンタルヘルス等の支援を行う。
- ⑦ 各種たよりでの情報提供や保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ⑧ 関係機関や専門家等と相談・連携した対応を展開する。

（４）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告する。
- ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。

V 校内の組織図および連携体制

